

第２次 北薩広域行政事務組合 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和８年４月１日

北薩広域行政事務組合

理事長 椎木 伸一

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「法」といいます。）第１９条に基づき、北薩広域行政事務組合（以下「本組合」といいます。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第２次）（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

１ 計画の策定主体及び対象者

(1) 策定主体 北薩広域行政事務組合

(2) 対 象 者 正規職員、会計年度任用職員、再任用職員を含むすべての職員

なお、本計画に定める数値目標については、正規職員を対象とします。

２ 計画期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とします。

３ 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、年度ごとに計画の実施状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを行います。

また、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

４ 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第１９条第３項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成２７年内閣府令第６１号）第２条に基づき、女

性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、課題分析の結果、令和１２年度までの目標値を、次のとおり設定します。

(1) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

採用試験の受験者の総数に占める女性の割合を１０％以上にします。

(2) 採用した職員に占める女性職員の割合

採用した職員に占める女性の割合を１０％以上にします。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

令和１２年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇（２日）、育児参加者のための休暇（５日）の合計３日以上取得割合を１００％にします。

(4) 年次休暇の取得率

年次休暇を年間１０日以上取得する職員の割合を１００％にします。

５ 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及びその実施時期

４で掲げた数値目標その他の目標に向け、次に掲げる取組を実施します。

(1) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

学校訪問等で採用試験の実施予定を周知するとともに、女性職員が活躍しやすい職場づくりの取組み状況を発信します。

(2) 採用した職員に占める女性職員の割合

採用試験結果に基づき、積極的に女性受験者の採用を行います。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

育児休暇制度に関するパンフレット等の回覧を行い、管理職員及び職場内の意識改革を促進し、職員が育児参加のための休暇を取得しやすい環境をつくります。

また、制度利用可能な男性職員に対し、制度の説明及び利用の呼びかけを行います。

(4) 年次休暇の取得率

年次休暇取得状況を把握し、全職員が取得目標を達成できるよう声掛けを行います。

また、取得促進期間（７月から９月）を設け、年次休暇を取得しやすい環境をつくりま
す。